（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等）

第十条の七の三　政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法第六十九条（同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

［一・二　略］

三　政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

［四　略］

［2～15　略］

附　則

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度及び令和元年度における第八条の二十五第一項及び第二項の規定（第八条の二十三第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第八条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

［表　略］

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の三　［略］

2　政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

［一　略］

二　政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合　これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

［3・4　略］

5　被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一　次に掲げる各被災共用土地納税義務者	［略］
イ　平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が	

（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等）

第十条の七の三　［同上］

［一・二　同上］

三　政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

［四　同上］

［2～15　同上］

附　則

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度及び平成三十一年度における第八条の二十五第一項及び第二項の規定（第八条の二十三第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第八条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

［表　同上］

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の三　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合　これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

［3・4　同上］

5　［同上］

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一　次に掲げる各被災共用土地納税義務者	［同左］
イ　平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が	